

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13  
林野庁指導部長、国有林野部長より  
各森林管理局（分局）治山・林道事業担当部長あて  
林野庁指導部長より各都道府県治山・林道事業担当部長あて  
〔最終改正〕令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 674 号

## 8 山林砂防工の適用条件について

### (1) 山林砂防工の作業内容

山林砂防工は、山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠隔地の急傾斜地又は狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うものとする。

- ・ 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等
- ・ 人力による資材の積込み、運搬、片付け等
- ・ 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等
- ・ その他の作業において必要とされる関連業務

### (2) 標準歩掛の留意事項の 9 (2) において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

#### ア 林道工事と同種工事と見なされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

#### イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ウ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(エ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(オ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②（上記ア及びイ）のほか、道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

#### エ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業  
ただし、勾配がおおむね 30% 以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

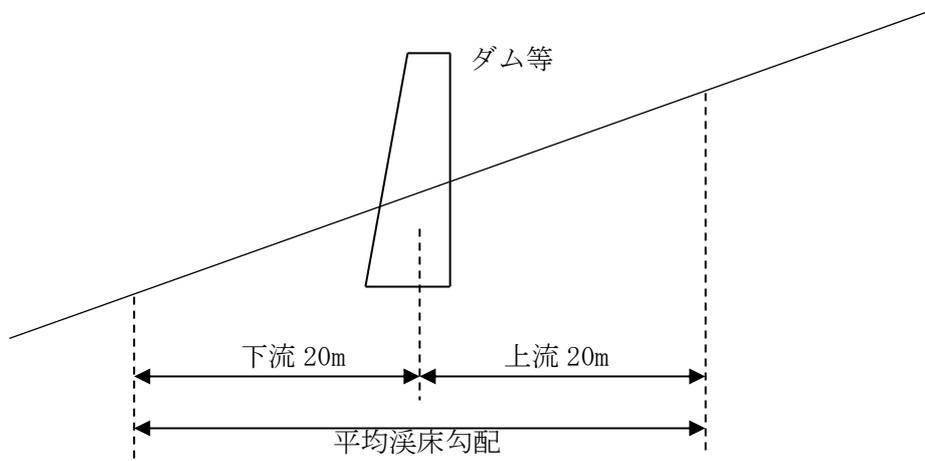
(ウ) 土工機械の解体・組立に関する作業

### (3) 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙 2 標準勾配測定範囲を標準とする。

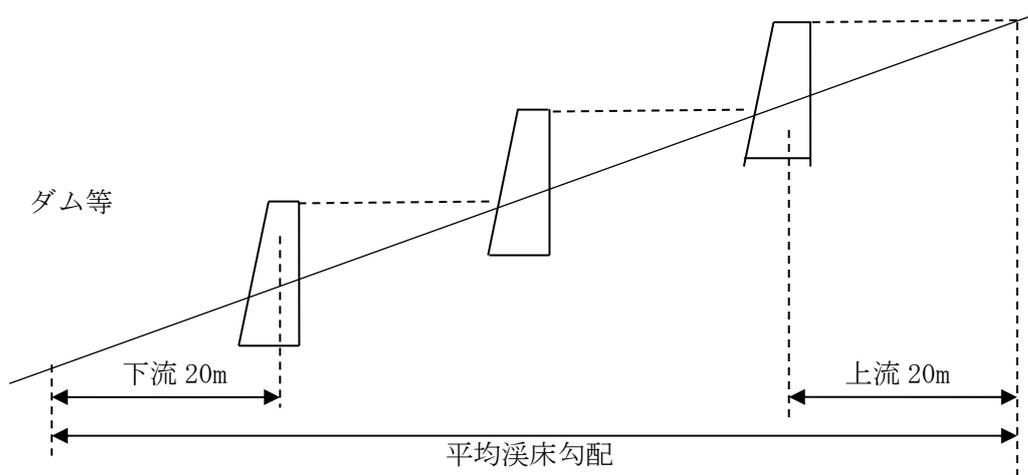
## 別紙2 標準勾配測定範囲

### 1 溪間工

#### ① 単独施工の場合

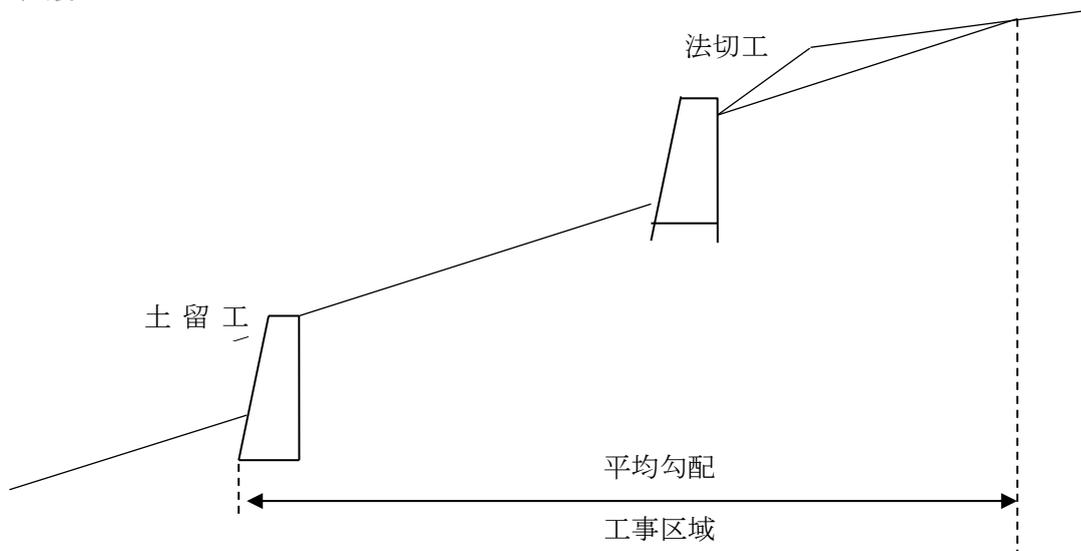


#### ② 連続施工の場合



## 2 山腹工

### ① 山腹工



### ② 山腹工+溪間工

